

令和6年度伊勢茶新商品・新サービス展開事業二次公募要領

1 補助制度の内容

(1) 補助金名

伊勢茶新商品・新サービス展開事業費補助金

(2) 補助金交付の目的

伊勢茶新商品・新サービス展開事業は、民間事業者の自由な発想を生かすことにより、マイボトルの活用促進につながる伊勢茶商品や、伊勢茶を活用したサービスの開発を促し、伊勢茶に対する新たな需要を創出することで、県内を中心に伊勢茶の消費の拡大を図ります。

(3) 補助事業の内容

伊勢茶の新たな需要の創出につながる「伊勢茶を使用した新商品の開発」及び「伊勢茶を活用した体験等の新サービスの開発」に係る経費

※ 事業費は消費税を除いた額とします。

(4) 補助率（上限額）

補助対象経費の3分の2以内とし、一事業者当たり30万円を上限とします。

(5) 補助対象者

- 1) 三重県内に主たる事務所を有する茶生産者
- 2) 三重県内に主たる事務所を有する製茶業、茶卸売業又は茶小売業を営む茶商工業者
- 3) 第1号又は第2号に掲げる事業者と連携体を組む、食品製造・加工事業者及びサービス事業者
- 4) その他伊勢茶の振興を図る主体として知事が適当と認めたもの

2 申請手続

補助制度活用を希望される事業者は、令和6年8月9日(金)17時(必着)までに、以下の書類を郵便、民間事業者による信書便又はEメールで農産園芸課事務担当へ提出願います。お問合せはEメール又はFAXにて願います。

- (1) 提出資料
 - 1) 令和6年度伊勢茶新商品・新サービス展開事業実施計画の申請（第1号様式）
 - 2) 申請に係る別添資料（補足資料等）
 - 3) 役員等に関する事項（別添様式）
- (2) 提出先
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農産園芸課伊勢茶振興班
電話：059-224-2543 FAX：059-223-1120
E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp
- (3) 提出部数（郵便、民間事業者による信書便の場合）：9部
※ただし、「役員等に関する事項」については、1部のみ提出とします。
- (4) 提出に当たっての注意事項
 - ・提出された事業実施計画等は返却しません。
 - ・事業実施計画等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
 - ・応募要件を有しないものが提出した事業実施計画書等は無効とします。

3 事業実施（補助金申請）に当たっての注意事項等

- (1) 事業申請時
 - ・補助対象となる期間は、交付決定日（又は補助金交付決定前着手届提出日）以降、令和6年12月31日までです。
 - ・補助額は、補助対象経費の3分の2以内とし、一事業者当たり30万円を上限とします。
- (2) 事業実施中
 - ・事業実施期間中に県職員が取組状況を確認する場合があります。
- (3) 事業終了後
 - ・事業実施後、実績報告書の提出が必要です。
 - ・事業実施後に請求書や支出関係資料も確認します。
 - ・本事業は会計検査院により実施される会計実地検査の対象となり、後日関係書類の提示を求められることがあります。補助事業の関係書類は5年間（令和12年3月末日まで）必ず保管してください。

※補助事業者等が、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合や、補助金を他の用途に使用するなど交付決定の内容及びこれに付けた条件に違反した場合などは補助金の返還を求めます。

4 事業の審査について

- (1) 公募期間終了後、速やかに県で審査委員会を開催し、事業の採択を決定します。
- (2) 予算の範囲内で採択数を決定します。
- (3) 審査の結果、採択されない場合があります。

5 補助金手続の流れ

<事業開始前> (募集開始7月下旬)	実施内容
8月9日(金)〆切	【事業実施主体】 事業実施計画の提出 事業実施を希望する事業者は、令和6年度伊勢茶新商品・新サービス展開事業実施計画書を県に提出してください。
9月6日(金)まで	【県】 審査委員会を開催 審査委員会を開催し、審査基準に基づき評価を行い、事業の採択を決定し、その結果を申請事業者に通知します。 (事業の採択は予算の範囲内で行いますので、不採択の場合があります。)
事業の採択通知受領後	【事業実施主体】 (必要に応じ) 補助金交付決定前着手届の提出 交付決定前着手届を提出することで、交付決定前でも事業開始が可能です。ただし、交付決定前の着手は、交付決定までのあらゆる損失等が自らの責任となることを了解の上で行ってください。
9月13日(金)〆切	【事業実施主体】 交付申請書の提出 審査委員会から、採択された事業者は、交付申請書を県に提出してください。
9月17日(火)以降	【県】 交付決定の実施 申請内容を審査し、補助金の交付決定を行い通知します。
交付決定通知以降	【事業実施主体】 事業の開始 交付決定の通知を受けた事業者は事業を開始してください。
以降、事業実施要領や補助金交付要綱に基づき、補助金請求、変更申請や事業完了報告を行ってください。	